

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

笠原菖蒲線	路線名
久喜市菖蒲町小林字小下後三六七六番 二地先から同市菖蒲町小林字小下前二 〇九八番六地先まで	供用開始の区間
令和七年十月十日	供用開始の期日
令和四年八月五日付け埼玉県杉戸県土 整備事務所長告示第一五号で告示した道 路予定区域の一部供用開始である。 延長 一三八・四八メートル	備考